

賠償金減免を最終合意

県発注工事談合問題で和解

請求額、29億5千万円に

県発注工事談合問題に関する
県と建設業者の調停が
10日、那覇簡易裁判所であ
り、県議会6月定例会で承
認を得た土木建築部など知
事部局分の賠償金を減免す
る和解案に最終合意した。
2005年の発覚から5年

を経て、賠償金支払い問題は解決に向かう。合意により、賠償金の請求比率が工事請負額の10%から5%に減免されるなどして、知事部局分（106社）は当初請求額64億1200万円から、29億5千万円と半額以下となった。支払期限を合理的な理由があれば5年間延長②共同企業体（JV）は支払いの連帯責任を負わない③Aランク業者は請求対象外――とする項目も合意した。

県企業局分（請求対象51社、賠償金総額5億8千万円）と病院事業局分（同4社、3億5千万円）の賠償金については、9月定例会で議会承認を得た後、正式に合意する予定。

調停に参加していないかった請求対象42社（同4億9千万円）のうち、10日現在で新たに29社が調停を申し立てた。9月定例会には、新規申し立ての業者も含めて提案される見通し。

長は「合意まで5年を費やし、おそらく100社近くの業者が倒産した。歳月の重みを感じる」と述べた。仲田文昭県土木建築部長は「県経済を支える建設業界への影響を懸念して調停に応じた。談合は社会悪だ。再発防止を徹底する」と話した。

照屋義実県建設業協会会